

文教くらし委員会記録

開催日時 平成25年12月12日(木) 13:04~15:15

開催場所 第3委員会室

出席委員 9名

高柳 忠夫 委員長
粒谷 友示 副委員長
宮木 健一 委員
阪口 保 委員
猪奥 美里 委員
大坪 宏通 委員
宮本 次郎 委員
上田 悟 委員
新谷 絃一 委員

欠席委員 なし

出席理事者 影山くらし創造部長兼景観・環境局長

富岡 教育長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

(1) 議案の審査について

議第92号 平成25年度奈良県一般会計補正予算(第4号)

(文教くらし委員会所管分)

議第96号 奈良県社会福祉総合センター条例等の一部を改正する条例

(文教くらし委員会所管分)

(2) その他

- ・「平成25年度奈良県教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書(平成24年度対象)」について

<会議の経過>

○高柳委員長 ただいまより文教くらし委員会を開催いたします。

理事者において、山菅くらし創造部次長企画管理室長事務取扱が欠席されておりますので、ご了承願います。

それでは、案件に入ります。まず、付託議案の審査を行います。当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第に記載のとおりであります。

審査に先立ちまして申し上げておきますが、委員長報告は正副委員長会議の申し合わせにより、付託を受けました議案の審査結果についてのみの報告となりますので、あらかじめご了承願います。

それでは、付託議案について、くらし創造部長兼景観・環境局長、教育長の順に説明を願います。

○影山くらし創造部長兼景観・環境局長 平成25年12月定例県議会提出議案のうち、くらし創造部、景観・環境局に関係しますものにつきましてご説明をさせていただきます。当部局からは、平成25年度一般会計補正予算と条例が1件ございます。

まず、議第92号、平成25年度奈良県一般会計補正予算（第4号）について、款、くらし創造費の債務負担行為補正についてご説明をさせていただきます。配付させていただいております資料のうち、「平成25年12月定例県議会提出予算案の概要」の8ページをお願いいたします。西奈良県民センター及び大湊池公園指定管理事業並びに明日香庭球場指定管理事業でございます。これはくらし創造部で所管いたします西奈良県民センターとまちづくり推進局で所管いたします大湊池公園の一体的管理業務並びに県立樞原公苑明日香庭球場の管理業務における指定管理者への委託料について、平成26年4月からの消費税引き上げに対応するため、それぞれ76万9,000円、6万2,000円の債務負担行為を追加するものでございます。くらし創造部、景観・環境局に関連します予算案の概要につきましては、以上でございます。

続きまして、条例改正案についてご説明をさせていただきます。議第96号、奈良県社会福祉総合センター条例等の一部を改正する条例についてでございます。お手元の「平成25年12月定例県議会提出議案の概要（条例改正）」の2ページをお願いします。これは先ほど債務負担行為の追加でご説明をさせていただきました西奈良県民センター及び大湊池公園並びに県立樞原公苑明日香庭球場の管理業務に関しまして、平成26年4月からの消費税率引き上げに伴い、指定管理者が収受できる利用料金の上限を改定するため、奈良県県民センター条例及び樞原公苑使用条例について所要の改正を行うものでございます。なお、4月からの消費税率引き上げの前の現段階で、なぜ条例改正の必要があるのかとお思いになる節がおありかと思えますけれども、指定管理者が徴収する利用料金を変更する場合は、利用料金適用日の2カ月前までに、県に対し変更承認申請を行う必要があるとい

うことから、利用料金の上限を引き上げるための条例改正を今12月議会でお願ひするものでございます。施行期日は、平成26年4月1日を予定しております。

以上で当部局に関係いたします12月定例県議会提出議案等についての説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○富岡教育長 それでは、教育委員会所管の一般会計補正予算についてご説明申し上げます。お手元の資料、「平成25年12月定例県議会提出予算案の概要」をごらんください。

2ページ、1台風18号等による災害への対応の、新規事業文化財保存事業費補助金（台風18号災害復旧）でございます。これは被災しました国指定文化財及び県指定文化財について、所有者が行う復旧工事に対して補助するものでございます。

次に、4ページ、7学びの支援の、新規事業県立高等学校授業料徴収事務準備事業でございます。これは、現在、国において進められている公立高等学校の授業料不徴収制度の見直しに伴い、見直し後の制度を円滑に実施するため、授業料徴収システムの構築等を行うものでございます。財源は、全額国庫補助金でございます。

次に、6ページ、13その他、退職手当でございます。これは、早期退職募集制度の導入及び定年前早期退職特例措置の拡充による退職手当の増でございます。教育委員会分は、1億5,300万円の増でございます。

次に、9ページ、債務負担行為補正の追加ですが、社会教育センター研修施設（研修棟）指定管理事業でございます。これは消費税率引き上げに対応するためのもので、社会教育センター研修施設の管理を消費税率8%で指定管理者に行わせるため、平成26年度から29年度までの4カ年で400万円の債務負担行為限度額を追加するものでございます。

同じく、9ページ、債務負担行為限度額の変更でございますが、3件でございます。いずれも消費税率の引き上げに対応するためのものですので、一括で説明いたします。高等学校耐震化等事業に係る契約（西の京高校ほか9校）、次に高等学校施設整備事業に係る契約（法隆寺国際高校）、特別支援学校施設整備事業に係る契約（西和養護学校）でございます。これらは平成25年10月1日以降に契約を締結し、引き渡しは平成26年4月1日以降になるため、消費税と地方消費税を合わせた税率8%が適用されるため、債務負担行為限度額について3%増税分を増額するものでございます。以上が教育委員会所管の補正予算案の概要でございます。

続きまして、「平成25年12月定例県議会提出議案の概要（条例改正）」をお願いいた

します。12月県議会提出議案のうち、教育委員会に係る条例改正の内容につきまして説明申し上げます。まず、1ページの平成25年12月定例県議会提出議案、条例関係の一覧表をごらんください。奈良県社会福祉総合センター条例等の一部を改正する条例でございます。改正の趣旨につきましては、先ほどくらし創造部から説明されたとおりでございます。

3ページをお願いいたします。教育委員会所管分は、奈良県社会教育センター条例の一部改正でございます。これは奈良県社会教育センター研修施設の利用料金につきまして、消費税法及び地方税法の改正に伴い、指定管理者が収受できる利用料金の上限を見直し、その額の改定を行うため、所要の改正をしようとするものでございます。施行期日につきましては、平成26年4月1日を予定しております。

以上、12月県議会に提出予定の教育委員会に係る条例改正についてご説明いたしました。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○高柳委員長 ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、質疑があればご発言願います。なお、その他の事項については、後ほど質疑を行いますので、よろしくお願いいたします。

○宮本委員 先ほどご説明のありました補正予算の中で、4ページ、7学びの支援、県立高等学校授業料徴収事務準備事業は、全額国からのお金ということでありました。高校の授業料無償化というのは、世界の教育無償化の流れに日本もようやく乗ったということで、これは国際人権規約でも長い間、日本とマダガスカルだけが批准を保留していた項目がようやく批准されて、そして具体化の第一歩として、大学の無償化はまだまだですけれども、高校についてはようやく後期中等教育で具体化がされ、日本もようやくと思っていたのですが、今回、自公政権に戻る中で、これを廃止して徴収するということで、これはもう民主党の皆さんも、それでいいのかという声をどんどん上げていただかないといけないと思っています。その中で、3点ほどお聞きしておきたいと思います。文部科学省の試算では、所得制限を設けて、年収910万円以上の所得世帯の人からは徴収するということなので、およそ22%の高校生が徴収の対象になるということです。奈良県の場合、どの程度の家が徴収の対象になると見込まれるのか、これをお聞きしておきたいと思います。

2点目にお聞きしておきたいのは、例えば保護者が幾つものアルバイトを掛け持ちしているという場合に、源泉徴収票ですとか給与明細書が保管されていない場合も当然あると思います。そういうときに、年収が910万円に満たない世帯の人は何らかの形で資料の

提出を求めて世帯所得を証明する必要があると思うのですが、国会のやりとりを見ますと、初等中等教育局長が答弁で、そういう場合でも申告をしてもらい、証明書を出していただくと答えた上で、提出されない場合には、就学支援金は支給されない、要するに徴収すると答えているのです。そうなってくると、本当に今、貧困が広がる中で、トリプルワークという言葉が認知されるほど、かけ持ちでパート、アルバイトをする人がふえている中で、就学支援金を受け取る場合は証明資料を提出してくださいといったときに、提出できない家庭が必ず出てくると思います。本県としてはその場合の対応は、どうしようとしているのか。また、今回出された補正予算の授業料徴収システムも、そういう煩雑な事務に応えるものになっているのかどうか、ここをお聞きしておきたいと思います。

3点目に、就学支援金を上回る額の授業料を定めている都道府県については、差額が授業料として発生する。だから、年収が910万円に満たない世帯でも県が定める授業料が国の就学支援金を上回っていれば、それは差額として徴収することになるというのも初等中等教育局長は認めているのですけれども、本県の授業料の金額が、国の言う就学支援金との差額が生じない額になっているのかどうか、この点も確認しておきたいと思います。3つです。お願いします。

○吉尾学校支援課長 ただいまご質問いただきました高等学校の授業料の無償化に関して、まず国の考え方、背景につきまして、説明させていただきます。今回、国の制度の見直しの背景は、平成22年度から授業料無償化後も、授業料無償化前から授業料が全額免除されていた低所得者については恩恵がございません。また、低所得者にとりまして、授業料以外の教育費も大きな負担となっております。さらに私立学校では、授業料につきまして、依然としてかなり大きな負担が生じていると。

このようなことから、今回の法律改正においては、現在、公立学校においては授業料不徴収、私立学校につきましては就学支援金と分かれております2制度を、まず就学支援金制度に一本化いたしまして、その上で経済的な負担を軽減する必要があるとは認められない者、高い所得の方につきましては、授業料に充てるための就学支援金を支給しないという法律の規定でございます。具体的には、その上限につきましては、政令で定めるということ聞いております。金額といたしましては、市町村民税の所得割額30万4,200円以上ということで、通常910万円という年収が出ておりますが、これは国におけるモデルケース、夫婦と子ども2人という4人家族におきまして、両親のうちどちらか一方が働いており、子どもが高校生1人、中学生1人であれば、市町村民税所得割額が30万4,

200円の場合、年収が910万円になるというものでございます。

このような所得制限を導入いたしまして、それにより捻出した財源をもとにし、1つは国立、公立、私立に通います生徒への授業料以外の教育費への支援として、(仮称)奨学のための給付金という給付金制度を新たに創設しようということです。また、私立でございしますが、一定の収入額の世帯へ対しては、就学支援金の加算を行っていこうという制度が大まかな内容でございします。

これを受けまして、先ほどご質問いただきました年収910万円以上、正確には市町村民税の所得割額30万4,200円以上の本県の対象世帯でございしますが、委員述べられましたように、全国平均が22.0%でございします。国が都道府県別に試算いたしました数字が、本県では23.8%と文部科学省から示されております。これが1点でございします。

もう一つ、実際、就学支援金を受けていただく際に、国が決めておりますのは、申請書並びにそこへ添付いただきますのは、市町村民税の課税証明書、市町村長が発行しております公的な課税証明書です。これにより、先ほども申し上げました30万4,200円未満の方につきましては、就学支援金を支給するという内容でございします。

もう1点ご質問いただきました、今回の授業料徴収システムの構築に当たりまして、ある程度煩雑な事務を解消できるかということでございます。これは従前動いていたシステムがございましたが、これが既に現在動かないような状態です。と申しますのが、平成21年度の時点で動いていたシステムは汎用機を使っておりました。この汎用機には税務システム等、ほかのシステムも入っておりましたが、県の方針といたしまして、汎用機には税務システムのみを残し、授業料徴収システムを含むそれ以外のものについては新たに構築をするということでございます。その検討中に、授業料が無償化となりましたので、授業料徴収システムを新たにこれから構築していくものでございします。中身につきましては十分精査いたしまして、事務の煩雑さがある程度解消できるようなシステムを構築したいと考えております。

最後に、就学支援金と授業料との差額についてでございますが、国におきましては、各地方の授業料を参考に、就学支援金の上限額を定めていくということでございます。本県の授業料につきましては、平成22年度より条例上は削除しておりますので、改めて2月議会におきまして、授業料の額についてご審議いただくという予定をいたしておりますが、基本的には就学支援金と同額にするという形でいきたいと考えております。

以上、ご質問いただいた内容についてお答えさせていただきました。

○宮本委員 ありがとうございます。

今回、授業料無償化廃止ということで、国の予算に一体どれだけ返ってくるかということで示されている額が、８９０億円ということです。徴収手続に二百数十億円かかるということも言われています。これ自体、果たしてどれだけ意味があるのかと、今の答弁を聞かせていただいて思ったことが１点と、それから、学校の中で、徴収されない生徒と徴収される生徒がおのずと出てきます。こういうことは、この高校生の中に、世帯の所得による格差という意識をどうしても持ち込むことになりまして、学校側が親の所得を管理する、市町村民税の納税証明という形で管理するということになって、これで教育の中にまた新しい格差を持ち込むことになるのではないかという心配を持ちました。

例えば年収３，０００万円以上の高額所得者の課税を１９９８年水準に戻せば、１，０００億円捻出できるということもあるわけですから、そういったやり方で教育の無償化は継続すべきだと今、私たち日本共産党が提案しているところです。今回はこのシステム構築に係る補正予算ということで、反対するわけではないのですけれども、この教育無償化の廃止をめぐることは、非常に大きな意見を持っていることを申し上げておきたいと思えます。以上です。

○高柳委員長 ほかにないでしょうか。

ほかになければ、これをもちまして付託議案についての質疑は終わります。

続いて、付託議案について委員の意見を求めます。ご発言ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ただいまより付託を受けました各議案について採決を行います。

採決は、簡易採決により一括して行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りいたします。議第９２号中当委員会所管分及び議第９６号中当委員会所管分については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないものと認めます。よって、議第９２号中当委員会所管分及び議第９６号中当委員会所管分は、原案どおり可決することに決しました。

これをもちまして、付託議案の審査を終わります。

次に、その他の事項に入ります。初めに、「平成２５年度奈良県教育委員会の権限に属

する事務の管理及び執行状況の点検及び評価の結果に関する報告書（平成24年度対象）」について、教育長から報告願います。

○富岡教育長 過日、県議会議長に提出し、議員の皆さんにお配りをいたしました、「平成25年度奈良県教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価の結果に関する報告書（平成24年度対象）」についてご説明をさせていただきます。教育委員会では、平成20年度より地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づき、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検評価を行っているところでございます。今年度も昨年度の事務の管理及び執行の状況について点検評価を行い、この報告書を作成したところでございます。

報告書の2ページ、点検・評価の実施に際しまして、学識経験者の知見を活用することが義務づけられておりますので、中ほどの表にあるとおり、大学教授など6名の委員による教育評価支援委員会を開催し、そのご意見などを参考に実施したところでございます。また、概要として、点検・評価の目的、実施経過等を掲載しております。3ページ、平成24年度における県教育委員会の活動状況として、年間19回にわたった定例教育委員会の審議等の概要を記載しております。

4ページ、教育委員の研修状況等の活動状況を示しております。昨年度は教育委員会所管事業の実施状況や教育現場の状況を把握し、また、本県の教育施策の参考とするため、県内9カ所、県外6カ所の学校施設を視察するとともに、各校の先生方と意見交換を行いました。なお、教育委員会の会議内容につきましては、会議録として教育委員会のホームページに掲載しております。

5ページ、ここからは、平成24年度に取り組んだ教育施策の点検評価について記載しております。1施策の体系に示しているとおり、教育委員会が実施した施策を家庭における子どもの生活習慣づくりをはじめとする15施策に分類し、それぞれを評価単位として点検評価を実施いたしました。

6ページから33ページには、15施策について点検・評価した内容をそれぞれ見開き2ページの点検・評価シートにまとめ、掲載しております。各シートでは、施策の目標、目標の現状、平成24年度の取り組み状況の評価と、今後の主な取り組みを示しております。施策評価にあっては、全国的な調査等から目標の現状を明らかにするとともに、各事業の指標、成果等の経年の動きによって評価し、今後の主な取り組みとして、次年度である平成25年度の取り組みを記載しております。

34ページ、35ページには、学識経験者で組織いたします教育評価支援委員会からいただいた意見等を記載しております。委員からは、教育委員の県内外の教育施設等への視察に工夫を凝らしたことや、成果指標の工夫などで施策評価がよりわかりやすい形になってきていることに対して評価をいただきました。いただいたご意見を参考に、さらに客観的な点検・評価の実施に努めるなど、より効果的な教育行政を推進してまいりたいと考えています。なお、この報告書につきましては、速やかに県教育委員会のホームページに掲載し、公表いたします。また、各市町村教育委員会へこの報告書を送付するとともに、各学校にもお知らせいたします。県民お役立ち情報コーナー7カ所にも配置することにしております。以上でございます。

○高柳委員長 次に、食材産地等の不適正表示他2件について報告を行いたいとの申し出があります。くらし創造部長兼景観・環境局長から報告願います。

○影山くらし創造部長兼景観・環境局長 3点ご報告をさせていただきます。

報告の1点目は、食材産地等の不適正表示についてでございます。食材産地等の不適正表示への対応等につきまして報告をさせていただこうと考えております。お配りしております資料、「食材産地等の不適正表示について」の1に、まずこれまでの経緯につきまして記載をさせていただいております。県内におきましては、株式会社近鉄旅館システムズが運営いたします奈良万葉若草の宿三笠、櫃原観光ホテル、百楽荘、あやめ館及び株式会社JALホテルズが運営するホテル日航奈良におきまして、食材産地等の不適正表示が判明をいたしました。不適正表示の内容につきましては、本資料の裏面に記載をさせていただいております。これを受けての県の対応につきまして、2に記載をさせていただいております。(1)がこれまでに対応してまいりました事項でございます。事業者が不適正表示を発表した段階で、直ちに業界団体に対し自主点検を要請するとともに、業界団体との共催で消費者庁の職員を講師に招き、メニュー表示等の適性化に関する講習会を開催いたしました。また、三笠につきましては、消費者庁とともに立入検査を実施し、他の不適正表示が判明したホテル、旅館に対しましては、県が単独で立入検査を実施いたしました。

次に、(2)で、今後の対応について記載させていただいております。三笠等の経営主体でございます近畿日本鉄道株式会社に対しまして、これまでの調査をもとに、消費者庁は、景品表示法に規定する不当表示であると判断し、12月中にも措置命令を行う予定でございます。県におきましても、これらの施設について、同じく近畿日本鉄道株式会社に対し、景品表示法に基づく指示及び指導を行う予定でございます。また、当面の措置とい

たしまして、年末一斉の食品衛生監視指導の際に、表示の適正化について、現場での表示のチェックを含め、直接注意喚起を行ってまいりたいと考えております。今後も業界団体の協力を得て事業所を訪問し、引き続き表示の適正化について要請してまいる所存でございます。1点目の報告は以上でございます。

次に、報告の2点目ですが、奈良県産業廃棄物税条例の検討状況についてでございます。資料の「奈良県産業廃棄物税条例の検討状況」をお願いしたいと存じます。この条例は総務警察委員会の所管となりますが、景観・環境局では、この産業廃棄物税を財源とする予算事業を調整、実施をしております関係からご報告をさせていただきたいと存じます。資料の1枚目、これまでの経緯等でございますが、記載のとおり、奈良県税制調査会で検討され、11月14日に答申がなされたところでございます。

資料の2枚目、グラフ1でございますが、税込と事業費の関係をグラフにしております。税込が減額の傾向、事業費が増額の傾向にございます。これにより、税の積立金が減少してきております。税込の減は、埋立処分料の減ということになります。これは、グラフの2及び3に記載のとおり、排出量が減少したこと、再生利用率が横ばいであることなどによると思われませんが、資料の右側に記載しております産業廃棄物税使途事業の実施により、産業廃棄物の排出抑制、減量化等を図るという税の目的に一定の効果が得られているものと考えております。しかしながら、グラフ3及び5をごらんいただきますとおわかりのように、再生利用率、最終処分量率は全国水準を下回っているほか、グラフ6の不当投棄等も依然後を絶たないのが現状でございます。

このような状況に対して、奈良県税制調査会の答申がなされたところでございます。その概要を資料の下、枠内に記載をしておりますが、産業廃棄物の排出抑制、特に再生利用を図るため、産業廃棄物税及び使途事業は引き続き継続することが適当であるとした上で、使途事業について、その事業費が今後5年間で税込総額と基金積立金を上回ることがないよう見直しを行うべきである。その際には、産業廃棄物の抑制効果を定量的に把握し、効果的な使途事業に重点化すべきであるとされております。この答申を踏まえ、現在、来年度の予算編成に向けての検討を進めているところでございますが、これまでの事業成果や効果を総括した上で、個々の事業を精査し、選択と集中による使途事業の重点化を図ってまいりたいと考えております。資料の3枚目に、参考といたしまして、奈良県税制調査会の答申全文を掲載をさせていただいております。報告2につきましては、以上でございます。

次に、報告の3番目は、紀伊半島大水害復旧・復興の現状と取り組みについてでございます。資料、「紀伊半島大水害復旧・復興の現状と取組」をごらんいただきたいと存じます。まず、紀伊半島大水害から、2年余りが経過をいたしました。現在の復旧・復興状況については、避難者の状況、インフラ等の復旧状況についてを中心に記載をさせていただいております。

まず、4ページは、避難者の状況でございます。11月15日現在の避難者数は、84世帯、176人となっております。これが11月15日現在のものですが、最新の12月6日現在で取りまとめた数字を申し上げますと、さらに5世帯、5名が減少いたしまして、避難者数は3市村合計で79世帯、171名となっております。5ページは、市村別の避難者数の推移でございます。五條市は39世帯、68名と書いておりますが、5世帯、5名の減は、全て五條市の減でございます。そこで、五條市が39世帯、68名から、34世帯、63名と変更が12月6日現在ではございます。

次に5ページの下段は、今後の帰宅等が可能となる目途についての表でございます。平成26年8月末には避難されている全ての方々に帰宅いただくことが可能になる見込みでございます。平成26年8月末となっている11世帯の21名は、五條市大塔町辻堂地区の方でございますが、前回報告のときは、3月末帰宅予定欄に含まれておりましたが、平成25年9月の台風18号の影響により、同地区の堰堤工事完成が平成26年3月末から8月末に延びたことから、帰宅可能となる時期も8月末となったところでございます。

7ページからは、避難指示、あるいは勧告が継続している主な地区の状況を記載しております。7ページには、先ほど申し上げた五條市大塔町辻堂地区の状況を記載をしております。

次に、11ページの右下の写真でございますが、十津川村で復興住宅建設が進められている様子でございます。12月には猿飼地区の3戸がまず完成し、以降3月末までに合計13戸の復興住宅が完成する予定でございます。避難者の早期帰宅は最優先課題であり、引き続き市、村と連携し、一日も早く避難生活を解消していただけるよう取り組みを進めてまいります。

次に、13ページからは、インフラ等の復旧状況でございます。大規模崩壊への対策工事は、県の工事分は平成26年度までに、国の工事分は平成28年度までに完了する予定でございます。

次に、19ページから31ページにかけては、河川、砂防、道路などのインフラ及

び農林業関係についての復旧工事の進捗状況を記載しております。おおむね順調に進捗しております。

次に、32ページは、観光の復興でございます。東部・南部地域の宿泊客数の動向でございますが、棒グラフの緑が直近の平成25年を示しております。対前年を上回る宿泊客数で推移をしております。また、くらし創造部の事業で、34ページに記載しております地勢を生かしたスポーツイベントとして、ヒルクライム大台ヶ原 since 2001、山岳グランフォンド in 吉野の開催支援、カヌーの体験教室などの開催に取り組んでおります。

42ページは、11月23日、24日の2日間、川上村で開催をいたしましたなんゅう祭について記載をさせていただいております。天候にも恵まれたこともあり、延べ4,950名もの方々にご来場をいただきました。今回のなんゅう祭が多くの方々に南部地域へ関心を持っていただくきっかけになったのではないかと考えております。

次に、43ページ、毎年、天皇皇后両陛下にご臨席を賜っております全国豊かな海づくり大会を、平成26年秋に大淀町、川上村で開催する予定でございます。

説明は以上でございますが、引き続き全庁挙げて復旧・復興に取り組んでまいります。

○高柳委員長 ただいまの報告、またはその他の事項も含めて、質疑があればお願いいたします。

○猪奥委員 何点か質問させていただきます。まず、質問に先立って、今、ご報告のありました全国豊かな海づくり大会は、こちらの所管なのですか。

○影山くらし創造部長兼景観・環境局長 所管は農林部でございます。

○猪奥委員 これは、全部説明していただきましたか。

○高柳委員長 もう少し説明してください。

○影山くらし創造部長兼景観・環境局長 全庁分についての報告を定例県議会ごとにご報告をさせていただきます、その進捗状況をご承知いただくということでご説明をさせていただいている分でございます。

○猪奥委員 わかりました、ありがとうございます。

まず、質問の前に、先日、日曜日にありました奈良マラソンに私も参加をいたしました。前回と今回と参加をさせていただいて、県民の方、またランナーの方が一体となって、非常に素晴らしい大会だと感心をしています。中でも、去年走って、もう少しここはこうやったらいいのと思ったことが、ことしになったら改善されていて、県民の方のお声、ラ

ンナーの方のお声を聞きながら相当ご努力を重ねていただいで開催していると思ひました。また来年も楽しみにしています。頑張ってください。

○影山くらし創造部長兼景観・環境局長 頑張ります。

○猪奥委員 次に、先日の森川議員の一般質問で、教職員の多忙化の実態の把握及び超過勤務と多忙化解消に向けての質問がありました。ご答弁、質問の中でありましたように、2006年の文部科学省の勤務実態調査、これはかなりひどい実態をあらわしてはいました。2012年の別の調査によると、教職員の全体の33%が過労死ラインの月80時間の時間外勤務をされているという結果もあります。ご答弁でも、メンタルからくる病気で休職をされている教職員の方々は、現在47人おられるということでした。これには2つの面でも取り組まないといけないと思ひます。

1つ目は、質問で聞かせていただいた、教師の方々のそもそもの多忙化を解消する取り組み、これはますますしっかりと進めていただくことといたしまして、もう一つは、そもそものメンタルのケアをしていかないといけないということです。質問でもありましたように、人事委員会の報告の中の人事管理、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた勤務環境の整備という中でも、教職員の方々の労働環境衛生については、その体制の整備と対策の充実に努めているものの、市町村における体制が不十分なところもあると、教育委員会においても認識していると。引き続き助言や支援等の取り組みを強化する必要があるとされています。県教育委員会として、市町村立学校の労働安全衛生管理体制の整備に向けて、どのように市町村教育委員会にこれまで働きかけてこられたのか、今後どのように支援されていくのかをお伺いしたいと思ひます。

もう一つは、通告していなかったのですが、全国学力・学習状況調査、全国学力テストの学校別の成績の公表についてお伺いしたいと思ひます。文部科学省は、来年から学校別の成績公表を市町村教育委員会の判断で認めると大きく方向転換されたところではありますが、教育現場では、学校の序列化ができてしまうとか、過度の競争につながってしまうなど、大きく懸念されているところでもあります。まずは、その公表に当たっての県内市町村の現状、またどのような公表の仕方を想定されているのか、県が今、把握しているところでお教えください。またこの市町村教育委員会に任せて公表、個別に公表するということに対しての県教育委員会のご見識を教えてくださいたいと思ひます。

3点目に、先ほど宮本委員からも質問がありましたが、せっかく民主党が高校の授業料を無償化したのに、来年の4月からは年収910万円をラインとして高校授業料無償化が

終わってしまうと。私たち民主党もこのことに対して強い懸念を持っております。親の収入状況の大小によって、子どもが高校に進学するに当たって、お金持ちだからお金を払わなければならない、貧乏人だから無償でいいんだと、そういう心理的なプレッシャーを子どもに与えてしまうことに、大きな懸念を持ちますし、この申請の過程においては、お子さんに心理的なプレッシャーにならないように、学校または教育委員会の方々が十分ご配慮いただくよう、強く要望いたします。とはいえ、4月から新しい制度が始まるわけではありますが、この新しい制度の周知の徹底の仕方について、どのようにしておられるのかお聞かせいただきたいと思います。以上です。

○沼田保健体育課長 まず1点目のご質問でございます。市町村立学校の労働安全衛生管理体制の整備についてお答えいたします。学校における労働安全衛生管理体制の整備につきましては、教職員の健康の保持増進はもちろんのこと、児童生徒への教育の質にも直接影響を及ぼすことから、大変重要であると認識しております。このことから県教育委員会では、従来から文部科学省調査の折には市町村教育委員会に対し、その整備と充実に向けての働きかけをしてきたものの、市町村教育委員会の中には、例えば医師による面接指導体制の整備や衛生委員会の設置等で不十分なところがあることも認識しているところであります。市町村立学校の体制整備が進まない要因の1つに関係法令等の認識不足があることから、市町村教育委員会に対し、平成18年度より体制整備についての文書を発出するとともに、平成21年度からは市町村教育長会議や健康教育等の担当者会議で関係法令等の内容についても説明してまいりました。特に平成22年度及び平成23年度には、全ての市町村教育委員会の担当者を集め、労働安全衛生管理体制の整備に特化した研修会を開催し、県の施策を紹介しながら体制整備と対策の充実を促してきたところであります。

その結果、労働安全衛生管理体制で大変重要な医師による面接指導体制の整備率が、平成22年度の文部科学省調査では市町村立学校で、20.5%だったものが、平成24年度には57.4%に向上してきております。加えて、管理職が教職員のメンタルヘルスを十分にマネジメントする能力を高めることが重要であることから、公立学校共済組合と連携いたしまして、小・中学校や県立学校の管理職を対象に、平成20年度から毎年管理監督者向けのメンタルヘルスセミナーを開催しているところでございます。今後は労働安全衛生管理体制の整備をなお一層促進するために、2年に1度の文部科学省調査を含め、県単独でも調査を実施し、毎年調査ができるようにしたいと考えており、市町村教育委員会における体制整備の進捗状況及び実態把握に努めてまいります。整備が進んでいない市町

村教育委員会に対しましては、関係法令等の説明会を開催したり、また個別のヒアリングを実施して体制整備の目的や意義等を改めて周知徹底し、早期に全ての市町村立学校での体制が整備できるよう、鋭意支援してまいり所存でございます。以上でございます。

○安井学校教育課長 全国学力・学習状況調査結果の公表でございますけれども、平成26年度の学力・学習状況調査に関する実施要領で、都道府県におきましては、市町村教育委員会の同意を得た場合は、実施要領の定める配慮事項に基づいて、当該市町村または市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした調査結果の公表を行うことは可能であるとされたところでございます。また、その結果の取り扱いについての配慮事項ということで、これはあくまでも教育委員会あるいは学校が地域住民に対して説明責任を果たすことが重要であるという一方、調査により測定できるのは、学力の特定の一部であること、さらに学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や、あるいは過度な競争が生じないようにすることなど、教育上の効果やあるいは影響等を十分に配慮することが重要であると示されているところでございます。県といたしましても、市町村名あるいは学校名を明らかにした公表につきましては、本調査の目的を達成するためにみずからの教育及び教育施策の改善でありましたり、また、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等につなげることが重要であることに留意して、適切に取り扱うことが大切であると考えています。

また、県内には規模の小さい市町村あるいは学校が多いということもでございます。教育課題等もさまざまであることから、今後、市町村教育委員会の意見も聞きながら検討してまいりたいと考えております。

○吉尾学校支援課長 高校授業料無償化の見直しに伴い、生徒及び保護者の所得に係るプライバシーの確保についてでございます。法律改正の後、国から通知が参っておりますが、それにおきましても、書類の提出方法について特段の配慮を行うよう依頼がございます。本県におきましても、この趣旨を踏まえまして、関係書類の配付及び取りまとめについて十分配慮していきたいと考えております。現行、所得にかかわるものとしたしまして、奨学金の貸与や、あるいは過去に行っておりました授業料減免の際に、所得の証明書を徴しておりました。このような際につきまして、特にトラブル等も生じていないことから、このような方法についても参考としていきたいと考えております。

もう1点、生徒、保護者への周知についてでございます。11月27日の改正法律が成立した後、11月29日に国作成のリーフレットが県に参っております。中身につきまし

ては、先ほど補正予算の中でご審議いただきました際にご説明した内容を記載したリーフレットでございます。このリーフレットを県で各中学校3年生分、全てを印刷しまして、昨日までに各市町村教育委員会宛てに、既に配付したところでございます。このような形で一担の周知を終わっておりますが、今後の周知の予定といたしましては、国からは来年1月に就学支援金の加算額、あるいは（仮称）奨学のための給付金制度の詳細情報について再度リーフレットを作成すると聞いております。このようなリーフレットの活用並びに具体的な事務処理のマニュアル等も本県で作成しまして、再度関係者へ説明を行い、生徒、保護者への周知を徹底していきたいと考えております。以上でございます。

○猪奥委員 それぞれありがとうございました。

まず、全国学力テストですけれども、学力テストの目的は、その学校に序列をつくることではなく、教えている側がしっかりとお子さんにわかっていただいているかを確認するためのものでもあると思います。国の委員の中に、奈良県からも座長として入っていただいておりますけれども、同じような懸念を示されておりますので、県内においては十分慎重に取り扱っていただきたいと要望いたします。

次に、新しい制度の周知の仕方ですけれども、そのパンフレットを先日見せていただきました。役所のつくっていただくパンフレットは、残念ながら、読んですぐに理解しがたいパンフレットになっていると思います。制度が大きく変わるときに、そのパンフレットを送っているから全ての親御さんがそれを見たらすぐご理解いただけていることではないということを念頭に置きながら、新制度では、奈良県でおおよそ23%以外の方がその対象になるということでしたら、対象となる全ての方々にご申請をいただくように、ほかの申請主義とも言えるようなやり方ではなく、お金がない人が受ける権利があるということではなく、全ての人が等しく受ける権利があるものという前提で、わかりやすい広報の仕方、周知していただくようお願いを申し上げます。

それから、一番最初にお聞きしました労働安全衛生対策ですけれども、市町村によってむらがあると。これまで2年に1回行っていた調査も1年に1回することにして、まだ取り組みがなされていないところに関しては、強くご指導されるということで、これから期待をしております。一方で、小規模校に関しては先生の中でそういったことをしないといけないということであれば、ますますご負担がふえるのではないかという懸念もあります。学校の規模によって産業医を置かなければいけない、また学校の中で解決しなければいけないというようにむらがあるようではございますが、県内においては、教職員の方が50

人を超す大規模校はなかなかないので、産業医が設置されるケースがなかなかないということではありますが、まず産業医に面談をされた先生方は、大体実績としてどれぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○沼田保健体育課長 平成24年度の結果でございますが、ゼロでございます。80時間、100時間の超過勤務はあるわけですが、実際に面接を受けた教職員はゼロでございます。

○猪奥委員 それは、受けなさいという働きかけが十分ではないからと考えておられるのか、そもそも産業医が設置されている学校が少ないからなのか、どちらでしょう。

○沼田保健体育課長 把握しております、80時間及び100時間を超えて超過勤務をしていただいているのは県立学校、特に高等学校の場合、部活動指導による先生方が大半を占めております。管理職から面接指導を受けてみませんかということは申し上げておりますが、なかなかそれには応じていただけていないのが実情でございます。以上でございます。

○猪奥委員 50人以上の先生方がおられる学校が1つ産業医を設置する基準だとお聞きはしておりますが、例えば学校を1つの単位として、そこに50人の先生ということですが、私、不勉強で、ただ今申し上げるだけですけれども、会社の場合、会社があって、1つの事業所に例えば10人、10人、10人、10人、10人で、全体で50人になったら、それを1つとみなして産業医を設置しないといけないとなっているのにもかかわらず、小学校などの場合は、先生が10人、10人、10人で、例えば奈良市教育委員会に何百人という先生がいらっしゃるっても、それは、いや、50人に満たないのですという運用がされています。ただ、学校の先生は、当然大きな異動もありますし、そういう解釈をあてるということも可能ではないかと思えます。この点、教えていただければと思います。

○沼田保健体育課長 県立学校では、産業医のことを健康管理医という呼び方をしております。これは、50人以上の学校だけでなく、それ以下の全ての学校におきまして健康管理医による面接指導等ができるように、県立学校の労働安全衛生管理規程を設けております。ですから、今、市町村立学校に対しましては、それぞれの教育委員会が県立学校のように、教職員数が少なくとも県立学校のように労働安全衛生管理規程をまず設けてください、その中に50人以下の職員数であっても面接指導が充実して受けられるような体制整備をしてくださいということをお願いしてきております。以上でございます。

○猪奥委員 ありがとうございます。ただ、医師に診ていただいたからといってすぐ治

るものでもありませんし、私たちの気持ちを含めたものが、学校全体、県全体、市全体のそういう先生のメンタルにかかわってくると思います。先生だから仕方がない、教職員だから仕方がない、聖職だから仕方がないというこれまでの見方から、先生も含めて温かい目で社会全体で見ていけるようにすればいいと思いました。ありがとうございました。以上です。

○阪口委員 若草山へのモノレール計画のことで、文化財保存課と風致景観課に質問いたします。

1つ目は、若草山を含む奈良公園は、国の名勝に指定されております。また、若草山の周辺は、東大寺、興福寺、春日山原始林などの世界遺産があり、古都奈良の文化財が集まっているところであります。この地域でモノレールを導入することにより、古都奈良の景観が損なわれるのではないかと。また、この古都奈良の文化財が集中的に集まっているところでありますので、文化財の価値そのものが損なわれることにつながっていくことを危惧しているわけです。そこで、そのことにつきまして、当局のご認識をお聞きしたいということが1点であります。

2点目は、この地域は歴史的風土特別保存地区でございますので、古都保存法第8条第1項で、通常の管理行為でない場合は、当該行為地での市町村長の許可が必要であります。そこで、ここは奈良市に該当いたしますので、当局は奈良市との連携をどのようにしているのかということについてお聞きしたいと、この2点であります。

○小槻文化財保存課長 委員お述べのとおり、奈良公園は文化財保護法上の名勝指定地であり、その中には東大寺、興福寺、春日山原始林などが世界遺産、古都奈良の文化財に登録されています。その名勝奈良公園の本質的な価値は、区域内に集積する自然的要素と歴史的、文化的要素が融合しているさまにあると理解しております。

若草山のモノレールにつきましては、現在、奈良公園地区整備検討委員会の中で議論されており、文化財保存課はオブザーバーの関係課として参加しているところであります。計画地は文化財保護法上の名勝指定地であるため、今後、教育委員会としては、文化財保護法に基づく現状変更申請の経路機関であることから、協議する段階になれば当然のこと、文化財の価値の保存を確保するなどの法の趣旨に沿って対応したいと考えております。以上です。

○福住風致景観課長 景観の観点からでございますけれども、委員お述べのとおり、この当該地、若草山というのは、古都保存法によります歴史的風土特別保存地区でもあります。

そして、奈良市風致地区条例の第1種風致地区であります。さらに奈良市の景観まちづくり条例によります眺望景観として指定されているところでございます。それで、委員お述べのとおり、古都風致の保全、あるいは景観の調和、これが大きな論点の1つとなっております。その中で、風致景観課も、文化財保存課同様、奈良公園地区整備検討委員会のオブザーバーとして参加しております。今後計画が具体化していく中で、景観部局として適切にその議論、検討に関与していきたいと考えております。

そして、奈良市との連携についてのお尋ねでございますけれども、その許認可の実際の権限は奈良市が行うことになっておりますが、同じ景観部局として相談あるいは協議について適切に対応してまいりたいと思っております。なお、奈良市の景観担当課も、この奈良公園地区整備検討委員会のオブザーバーとして出席もしておりますので、同じ情報のもとで対応をしっかりとしていきたいと考えています。以上です。

○阪口委員 名勝でありますので、文化庁へも変更申請を出されるだろうと思っておりますので、そのときどういう動きなのか、また奈良市とどういう相談をされているのかにつきまして、進んでいけばこちらにも情報の提供をしていただきたいと思いますと思っております。それが第1点であります。

次に、県のホームページを見ますと、歴史的風土特別保存地区については、歴史的意義を有する建造物、遺跡などが周囲の自然環境と一体をなして、古都における伝統と文化を具現していると定めているわけです。それから、ホームページ等を見ましたら、現在を生きる私たちは、この貴重な文化財を守り、後世に伝えていかなければなりませんと、文化財保存課の仕事定めているわけです。そういう視点でいきますと、今回の事業は費用対効果の問題だけではなくて、景観の問題とか文化財に与える影響の問題などがありますので、文化財保存課、それから風致景観課なども、この問題をできるだけ主体的に捉えていただいて、景観を守る立場でお仕事をしていただきたいと思います。

最後に、こういう重要な問題であり、後世にどのような影響を与えていくのかという問題でありますので、多面的に考えて、この事案については慎重に対応していくべきではないかと考えております。私の意見は、最後このように言いましたので、もう一度何か文化財保存課と風致景観課でご意見がありましたらお願いいたします。

○小槻文化財保存課長 個々の史跡、名勝など、文化財の現状変更許可の可否というものは、最終的には文化庁が判断するものではあります。それを検討する場合は、先ほど申し上げましたように、文化財の価値の保全が確保されているという前提で、保全と活用の

双方が図られているか、あるいは申請行為の文化財への影響と、その行為による利益を比較してどうなのかという観点に基づいて具体的内容を確認していく必要があると思われるので、今後そういう検討できる内容が出てくれば協議をしていきたいと考えております。以上です。

○上山景観・環境局次長 現在、奈良公園室で計画を進められているところですが、所管しております奈良公園室でも計画を進めていく上で、そういった規制のかかっている地域であるということを承知して進めていると思います。また必要な意見については景観・環境局サイドからも申し上げていきたいと思います。以上でございます。

○阪口委員 終わります。

○大坪委員 奈良維新の会の大坪でございます。私からも1点質問させていただきます。その前に、奈良マラソン、大変ご苦労さまでございました。私も7日の開会イベントと、そしてまた40キロメートル、10キロメートルのスタート地点で応援をさせていただきました。そのとき、奈良県のブース、これは国際観光課でしていただいていたけれども、そこで拉致問題の署名活動にも取り組んでいただきました。この所管でも人権施策課があります。ぜひ今後とも県でもしっかりと拉致問題の啓発について、また頑張っていたらと思います。どうかよろしく願いいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。去る9月の定例県議会で、他の議員から緊急地震速報が発表された際の学校の対応について質問がありました。そのときに、教育長から携帯電話などにより速報を受信した教職員が直ちに校内一斉放送で知らせ、命を守るための初期避難行動を指示することの徹底を組織対応していこうと考えます、現在、県教育委員会では、このような対応内容をベースとして、10月中をめどにマニュアル化し、研修会等を通じ県立学校に周知し、市町村教育委員会にも参考として数部を配付するとともに、市町村でのマニュアル策定にも協力してまいり所存でありますと、このような答弁がありました。このあたりの現在の状況についてお聞かせいただければと思います。

○沼田保健体育課長 9月定例県議会の代表質問で緊急地震速報が発表された際の学校の情報伝達と子どもたちのとるべき対応についてご質問をいただきました。教育長から校長、教頭等を中心とした全教職員で速報受信から伝達までの体制を組織化することが重要であり、命を守るための初期避難行動につなげていくために、その対応のマニュアル化を進めていくと、こういった旨の答弁をさせていただきました。このことを受けまして、県教育委員会では速報受信時にとるべき対応を、教職員がとるべき対応、そして児童生徒が

とるべき対応に分けて、その具体的内容を簡潔にわかりやすくマニュアル化したところでもあります。12月9日、今週の火曜日に奈良県高等学校長協会の会合がございました。大変遅くなりましたが、まずその折に、そのマニュアルを配付いたしまして、趣旨等について説明するとともに、各学校において必ずこのマニュアルの職員研修を実施していただきたいこと、また、児童生徒等へもそのときの対応を徹底していただきたいことをお願いをしたところでもあります。

また、同日付で市町村教育委員会宛てにマニュアルを送付いたしまして、適切に活用いただくようお願いしたところでもあります。なお、各学校の地理的な設置状況等に応じまして、各学校が適宜修正を加え活用できるように、県教育委員会保健体育課のホームページにもそのデータを掲載したところがございます。大変遅くなりましたことをお詫び申し上げます。以上でございます。

○大坪委員 それをもっと、具体的に、教職員の方や、そしてまた児童生徒のマニュアルの内容を教えていただけたらありがたいと思います。

○沼田保健体育課長 まず、教職員対応マニュアルの部分でございますが、現在、学校の教員は授業に出向く際に、携帯電話は職員室の自席に置いている学校がほとんどでございます。そのため、教室で自分の携帯電話が鳴ることはまずないと思われれます。そういったことから、職員室や事務室等で待機している教職員が第一報を受けて、そして校内の緊急一斉放送を入れます。例えば数秒で来る場合はもう間に合わないかもわかりません。しかし、1回大きな揺れが来た後でも再度余震、または最初の揺れが余震かもしれません。連続した揺れが来るかもわかりませんので、必ず一斉の緊急放送を入れると、その言葉は統一いたしました。緊急地震速報を受信いたしました、強い揺れに警戒し、各自身の安全を確保しなさい、これをまず何度か繰り返していただくことで、子どもたち、そして教職員等に知らせると。

そのとき、子どもたちが、または先生方がとる体制は、まず身を守る体制、机の下へ潜る、また天井から蛍光灯やそういったものが落ちてきても安全なように、頭をしっかりと座布団でありますとか本でありますとか、近くにあるいろいろなものを活用しながら頭を守る行動をとらせていくといったものです。揺れがおさまりましたら、直ちに指定された緊急避難場所へ教職員が誘導していく。また、生徒におきましては、座学で教室にいるとばかりは想定できません。体育館でありますとか、部活動で屋外にいることがありますので、子どもたちにはこういった態度を教職員がいなくともみずから危機を回避する力、

危険を予測する力を常に指導していくことが大切であることから、そういった内容のマニュアルにさせていただきました。以上でございます。

○大坪委員 どうもありがとうございます。マニュアルの配布が12月9日で、きょうは13日です。議会で9月に質問されまして、10月中には取りまとめるということでしたので、本来でしたら、この委員会でぜひとも報告をしていただきたかったという思いであります。これは、命にかかわる問題であります。また、資料もこういった形でつくっておられるものをいただいたのですが、ぜひともこれは各委員の皆さんにも持っていただいて、説明もまたしていただけたらと思います。本当にこういう大変な問題ですので、今後こういったことがありましたらしっかりと委員会にも報告をいただきたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。以上で終わります。

○宮木委員 質問させていただきます。いよいよ奈良県下で初の中高一貫教育、県立青翔中学校が来年度より開校されます。そのことについてお聞きします。全国で74校、そして近畿では13校がそのような展開をされているとお聞きしています。青翔高校につきましては、スーパーサイエンス校、志高き情熱を持って学ぶ学生にとっては、よき展開だと期待しております。今、事前説明会や、また学校見学等で、学生または保護者の方が見学され、ここで学びたいというお声を聞いたりしている次第でございます。ただ、そこで今回、月2回、土曜日の授業があるとお聞きしていますので、その辺も含めて、今、その学生の受け入れ体制の進捗状況は、どのようになっているかをまず、お聞きしたいのが1つ。

もう一つは、平成27年度に向けて、奈良市は全市展開で、小中一貫教育もしくは連携を進めておられます。奈良県としては中高一貫教育の高校、学びの場所をつくっていかれると。奈良市においては、小中連携になっていく展開で、この辺のすみ分け及びこの青翔高校のように、今後2校目、3校目ができ上がっていくのかをお聞きしたいのです。この2点についてお伺いします。

○吉田教育理事 県立青翔中学校につきましては、本年4月から県教育委員会と青翔高等学校の校長先生を含めて、開校の準備委員会を立ち上げました。私が委員長をさせていただいております。現在は、教育課程について鋭意詰めているところでありますけれども、これまで説明会は学校で2回、それから地区別の説明会3回、特に学校では6月、8月に合計440名の方がおいでになっておられます。それから地区別説明会は38名の方が、合計478名が参加されまして、うち6年生は130名が参加いたしております。一定の関心を持っていただいているのかという思いを持っております。

先ほど申しましたように、教育課程については、どのような教科科目を何時間学習するのかということについて、現在、ほぼ決定しているところであります。土曜日の授業をどうするかにつきましては、再度この教育課程の時間数を決定しながら、それについて青翔中学校が地域にどのように公開していくのか、地域の理数教育の中核となっていくということもございまして、そういった地域への公開も含めて、土曜日の授業をどうするかを今後決定してまいりたいと思っております。ただ、土曜授業につきましては、生徒への負担でありますとか、これまで地域でどのような活動をしているかといったことも十分勘案しながら、どのように県としてその土曜授業について認めていくのかを今後検討してまいりたいと思っております。

それから、今後の拡大についてのご意見でございますけれども、この中学校設置連絡協議会を前回、開いたときには、やはり理数科等の専門教科が中心となるような中学校、それから高等学校との連携をしていくということでございますので、スーパーサイエンスハイスクールとなっております青翔高校に中学校を設置したということでありまして、この中高一貫教育がどのような成果が出るのかを見届けながら、今後検討してまいる所存でございます。以上でございます。

○宮木委員 ありがとうございます。以上です。

○宮本委員 それでは、何点か質問させていただきますが、まず1点目は、不登校となっている児童生徒への支援についてお聞きしたいと思います。先日、県教育委員会が主催する家庭教育リーダー研修に参加させていただきました。県PTAの役員の仲間と一緒に参加させていただいたわけですが、講師の方が臨床心理学の専門家でスクールカウンセラーとしても有名な神戸大学名誉教授の広木克行先生でした。大変興味深いお話で、学ぶところが多々あったわけですが、中でも衝撃を受けたのが、中学生の抑鬱症状に関する学問調査の報告でして、東北大学大学院が実施した調査、あるいは北海道大学が実施した調査の中で、中学生のおよそ2割に抑鬱症状が見られるというデータが紹介されました。

そういったストレス環境が不登校の要因になるということがよく言われるわけですが、私も実は小学校2年生のときに不登校ぎみになった経験がありまして、こう見えても体が小さくてがりがりだったものですから、プロレスごっこの標的にされたと。あるいは病気で休みがちだったので、学校の勉強がわからなくなってきたということも原因かもしれませんが、毎朝7時50分になると、急におなかが痛くなってトイレから出られなくなる。不思議と授業が始まる8時40分になればびたっと治って、何とかおくれて学校に滑り込

むという状況でした。何とかしなければと両親が思ったようで、スイミングを習いに行きまして、体がだんだん丈夫になったことと、それから父親の仕事の都合で4年生のときに転校したこともあって、完全不登校には至らなかったのですけれども、何かきっかけがあれば誰でも不登校になり得ると。とりわけ今の子どもを取り巻く環境は非常にストレスフルなものですから、そういう点では、どの児童生徒も不登校になる可能性があるということを感じております。

そこで、きのう平成24年度の本県の数字が発表されていまして。この5年間の推移で見ますと、横ばいだということですが、それでも小学校で331人、児童数1,000人当たりで見ますと4.6人ということです。それから中学校では1,137人、生徒数1,000名当たりでは31.4人と、依然として高い水準で推移しているということです。多くの児童生徒は苦しんでいるということが明らかになりました。

そこで、お聞きしたいのですが、今、市町村教育委員会なども含めて、公的機関が行っている適応指導教室という取り組みが県内にどれぐらいあって、何名利用しているのかをお聞きしたいのと、それから、民間団体、NPO法人などが主催している、いわゆるフリースクール、居場所づくり、こういったものがどれぐらいあって、何名利用しているのか、これを明らかにしていただきたいと思います。

それから、不登校関係で2点目として聞きたいのが、小さい自治体に対する支援です。多くの適応指導教室が、恐らく規模の大きい自治体で運営されていると思います。人口規模の小さい自治体では単独での運営が非常に困難かと思うのです。その点で、例えば郡単位で1教室設置して、一定の規模で広域的な地域からそこを活用するという適切な規模での適応指導教室の設置に、県としてイニシアチブを発揮して支援するべきだと思うのですが、その点でのお考えもお聞きしておきたいと思います。

関連しまして、3つ目にお聞きしたいのですが、今、スクールカウンセラーと、それからスクールソーシャルワーカーの配置が注目されています。児童生徒に対し、心理的なアプローチを図ったり、あるいは教員とは異なる立場で、成績の評価などを行わない第三者的な立場で児童生徒、保護者が、気兼ねなくカウンセリングを受けることができるようなスクールカウンセラー、あるいはこの児童生徒の置かれた環境を丸ごと受けとめて、生活保護の相談とか、あるいは行政の福祉サービスに誘導するというスクールソーシャルワーカーという存在が非常に大事だと言われておりますが、現在の県内でのスクールカウンセラーあるいはスクールソーシャルワーカーの配置状況をお聞きしておきたいと思います。

2点目の大きいテーマは、教師の多忙化の問題で、先ほど猪奥委員からも質問がありましたし、本会議でも森川議員から質問があったとおりですが、教育長の答弁で平成18年に実施された文部科学省の実態調査では、1カ月の残業時間は平均42時間と紹介されて、深刻な実態だという話がありました。この1カ月42時間の残業時間は、一断面だという思いを持っておりまして、実はこの調査の限界点として、年間ベースの1カ月平均を出しているのです。ですから、夏休み、冬休みなど、残業が生じ得ないときも含めての1カ月平均をとった残業時間が平均42時間ですから、そういう限界があったりですとか、あるいは文部科学省調査でよく言われるのが、45分間の休憩時間を差し引いているということです。教育現場の実態というのは45分の休憩というものは起こり得ないのです。昼休みの休憩だといっても、目の前に児童生徒がいたり、給食指導するとか、昼休みに生徒を呼び出して面談するなどありますので、実際にはこの45分も労働時間としてカウントされるべきだということですか、あるいは多くの教師が授業準備やテストの採点とかを家に持ち帰ってされています。そういう持ち帰り残業は、この42時間には含まれていないという限界があると感じます。

そこで、昨年、全日本教職員組合が行った実態調査は、その限界部分を補うものがありまして、例えば回答者は6,879名と多いことですか、あるいは10月1日から10月7日の1週間の毎日を30分刻みで業務状況を報告すると、これは答える人には負担になるのですが、実態としては、例えば10月1日から7日というと、年間の中では最も教育活動が充実する、忙しい時期です。ある意味、そういう時期であるので、把握する実態としては非常にリアルなものだということ。それから、持ち帰り残業も、帰宅してから何をしてたかをチェックします。私も見て驚いたのですが、30分ごとのリストを見ますと、例えば夜中の1時や2時にも授業準備をしている人とか、3時、4時でもいるわけです。だから、寝る前にやって3時、4時になる人もいれば、早く起きてやっている人もいるものですから、まるでコンビニのシフト表のように、この調査に答えた先生は、一日中必ず誰かが何か仕事をしているということです。

例えば授業に必要な打ち合わせなども、夜の9時からやっている実態も報告されていることと言いますと、この全日本教職員組合調査が実態としては精度が高いと思います。少し紹介しますと、教職員全体ではなくて教諭に限ると、時間外勤務、残業している時間は72時間56分と出るので。持ち帰りを含めると、95時間になるということです。ですから、大概過労死ライン超えてくると。特徴の1つは、年齢が若いほど時間外勤務が長く

なって、例えば35歳以下に限ると、学校の中の勤務だけで月80時間を超えるということです。そういうことで、全体の平均で見ますと、80時間以上の勤務を行っている教諭が35.8%、持ち帰りを入れると5割を超えるということです。逆に、時間外勤務がゼロというのはわずか0.5%。

こういうことも紹介をした上で、お聞きしたいのは何かといいますと、こういう勤務実態を、るる述べられて労働安全衛生管理体制の話も出ました。まだしっかりやる必要があると思うのですが、では労働基準法との関係で、これはどうなるのかと。労働基準法に違反するのではないかということで、その辺の認識をまず聞いておきたいと思います。

それから、3つ目の大きい柱として、競争主義的な教育をどう解消するかということをお聞きしたいと思います。9月6日の奈良新聞の一面トップで学力、運動能力、全国10位を目指すという記事が掲載されました。これは9月5日に開催されました地域教育力サミットで奈良県の教育理念や教育基本条例制定のために、新たに教育基本問題検討部会が立ち上げられたことによるものですが、この部会が成果目標として、学力や体力、規範意識など、あらゆる分野の成果目標で全国ベストテン入りを掲げるということですが、これは大問題だと思うのです。

今、子どもの学力をどう豊かにするかということにきっと多くの方が心を砕いておられると思うのですが、世界の流れは、競争を排除して、子どもの学ぶ意欲を引き出すことが大切だというもので、「競争やめたら学力世界一」という著作で有名になったフィンランドの教育は、中学生段階までテストの点数もつけない。それから学校間格差を徹底してなくしていく、競争を排除することとあわせて、教師の待遇改善、自由裁量を拡大して、子どもの意欲を引き出す豊かな授業づくりに先生は全力投球するということが功を奏したと聞いています。授業時間で見ましても、どれだけ勉強しているのかと思えば、授業時間は日本の7割程度で、日本よりもずっと少ないと。学校は大体午前で終わりますから、子どもたちは午後から地域のスポーツクラブや図書館等で過ごすという光景が知られるようになってきました。

小学校低学年から5時間目、6時間目まで授業がある、あるいは塾に通う子がいっぱいいる日本とは大きな違いだと思うのですが、このことが国連の子どもの権利委員会からも再三にわたって勧告を受けていまして、日本の教育は教育システムそのものが競争主義的だと。これが子どもの成長をゆがめ、発達や人格形成に影響を与えていると勧告を受けているところですが、そこで、教育長にお聞きしたいのですが、昨年の奈良県経営者協会の

講演で、こういった同じような数値目標を掲げる大阪府の首長がおられる自治体の教育基本条例に触れて、知事が具体的な教育目標を出すことは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に抵触すると文部科学大臣が言い切ったことも指摘をされた上で、さらに突っ込んだ教育目標ならば法に抵触するおそれがあるという教育長の見解を示されました。また、これまでも学力テストについていえば、先ほどもご答弁がありましたが、市町村ごとの公表は慎重にという態度をとってこられました。これは大変立派な姿勢だと思うのですが、1点聞きたいのは、知事が地域教育力サミットでベストテン目標を掲げたという点について、これはこれまでの教育長の姿勢と相反するのではないかという感想を持ったわけですが、この点についての教育長の考えを聞いておきたいと思います。もう1点は、地域教育力サミットは、あくまでも議論の場だと、県教育委員会の方針や目標を決める場ではないと言っていたわけですね。そのことも改めて確認しておきたいと思います。

4点目の柱は、平和教育についてです。68年前に終わった戦争で、アジアでは2,000万人、日本では310万人のとうとい命が奪われたということもありますし、広島、長崎に投下された原子爆弾による被害が非常に深刻だと。そんな中で、広島に投下された原子爆弾による被害と、その前後の子どもたちの暮らしをみずからの体験をもとに描いた漫画「はだしのゲン」の著者、中沢啓治さんが亡くなられて、間もなく1年になるということで、私も前回の大坪委員の質問を受けて、これは読み直さなければということもありまして、全10巻、購入しまして、大坪委員とも一緒に読ませていただいたところですが、私も小学校6年のときに担任の先生が教室に置いてくれていたことがあって、読んで非常にショックを受けて、平和の大切さをかみしめた経験がありました。そういう記憶も新鮮によみがえって、これはぜひ小学生、中学生に読んでいただかなければと思い、事務所に置いて貸し出しますとしたところ、小学生、中学生が何人か読んでくれました。

ある中学生は、物すごく戦争の真実がわかったということで、10回以上読みましたと言って学校の先生にもぜひ学校に置いてほしいとお願いしたら置いてくれたと喜んでいました。そういうことがありました。もちろん日本が人類初の核兵器である原子爆弾の恐怖を体験して以来、68年が過ぎて、20数万人の犠牲者に加えて、今なお多くの被爆者が放射線障害の後遺症ですとか社会的差別に苦しんでいると。国際連合総会や赤十字国際委員会でも核兵器の非人道性を認めて、国際的に核兵器禁止条約の締結を求める運動も広がっています。しかし、地球上には依然として1万9,000発を超える核弾頭があるということですので、唯一の被爆国日本に生まれ育った私たちが、再び被爆者をつくらないた

めにあらゆる手段を使って世界中の人々に核兵器の非人道性を伝えなければならないと
思っているところです。その点で、この核兵器の残酷さと平和のとうとさを描いた漫画「は
だしのゲン」の果たす役割は非常に大きいと思っているところです。

そこで、話題をちょっと戻すのですが、この間、高知県在住の在日特権を許さない市民
の会、これはヘイトスピーチで知られる会のメンバーの方が、2012年8月に子どもた
ちに間違った歴史認識を植えつけると一方的にこの「はだしのゲン」を指して、学校図書
室から撤去するよう陳情を各議会に出すという取り組みをされました。それが島根県松江
市の議会に出され、市議会では不採択となったのですが、教育委員会がこの「はだしのゲ
ン」について、昨年12月に描写が過激だという意見が出たことを理由に、本棚に置かず
に倉庫に納める、閉架措置をするようこの作品を保有する39の小・中学校に指示をした
と。そうすると、学校長の許可がなければ閲覧できないという状態になってしまったとい
うことで、ことしの夏、話題になって、再度教育委員会を開いた結果、一律に閲覧制限を
求めたことは、問題があるとして、現場の判断に任せるべきだと全会一致で閲覧制限の撤
回が決定されて、松江市内の49校のうち「はだしのゲン」を所蔵していた43校のうち、
41校で自由閲覧できるようになり、1校は検討中だということです。さらに所蔵してい
ない学校のうち2校は、生徒の希望で購入をしたという動きになっています。同じような
動きは鳥取市や東京都練馬区でもありましたが、閲覧できるようにするべきだという良識
的な判断がされました。

そういう前段を述べながら、本県の平和教育の現状をお聞きしておきたいと思いま
す。一般的にいろいろなところで行われていると思うのですが、特に修学旅行で平和教育に取
り組むところが多いとっております。県内の小・中学校の修学旅行の行き先として、広
島市や長崎市といった被爆地、あるいは戦場の爪跡が今もなお残り、米軍基地が大量に置
かれている沖縄県などがどのぐらい選ばれているかということをお聞きをしておきたいと
思います。

前置きが長くなって済みません。最後に5点目として……。

(「簡潔にやりって」と呼ぶ者あり)

はい、大変申しわけありません。

○高柳委員長 4番目の質問は、少し絞らないといけなかった。

○宮本委員 はい。

(「本会議ではあれへんで」と呼ぶ者あり)

12月に入って、非常に寒くなってきているということもありまして、暖房を入れる学校もふえてきていると思うのですが、先日、ある保護者の方から、県立高校で暖房費がないという理由から、三者面談のときにしか暖房を入れないという対応があるという問い合わせがありました。そこで、暖房費の確保についてはどのように行われているかをお聞きしておきたいと思います。以上です。

○富岡教育長 まず、知事の10位以内という発言がどうかということと、それから、地域教育力サミットの位置づけ、さらには条例のことが出ておりました。お話しさせていただきますが、私は基本的に競争を否定しません。もちろん過度の競争は、これは過去の経緯から問題があることは周知のことだと思います。その上に立って、申し上げます。

まず、地域教育力サミットですが、これは先ほども市場原理や競争原理の話が少し出ておりましたが、学校をよくするためには2つの方法、方向があるだろうと。1つは、いわゆる競争原理、市場原理で対応していく。もう一つは、地域参画、こういう方向で、特に奈良県の規範意識等に課題があるということですから、市場原理、競争原理はいかなものかと。どちらかという、これは地域参画という方向がいいのではないかということ、少しいろいろな場所でお話しさせていただきました。

それで、地域教育力サミットは、基本的に地域教育力の向上を図るために、具体的に教育課題解決に向けた議論を行う場であるという確認を行いながら始めさせていただきました。もちろん知事が議長であり、あと行政、経済界、保護者、公立私立の教育関係者、かなりの立派な方が参画していただいております。

それで、次には、9月5日の知事の発言の部分であります。これは地域教育力サミットで、その当時4つの部会で議論を深めようということで、本サミットの下に4つの部会をつくっておりました。それは、申し上げますと、地域の参画、協働による教育部会、地域で働ける就労教育部会、それから、障害者の就労、社会参加教育部会、もう一つが、学校・地域スポーツ連携部会の4つの部会であります。この部会に、議論が深まる中で、これらを集約、整理していくために奈良県教育の理念をテーマとする部会の設置について、本サミットで了解を求める場面でこの知事の発言が出てまいりました。

この際、事務局から説明を行いまして、そういう部会をつくってもいいだろうか。そこで、知事は発言の中で、生まれてから死ぬまでの学びに重点を置いた奈良県教育の理念を構築するという大きな試みだから、教育のあらゆる成果で全国10位以内を目指すぐらいの意気込みを持って望んでいきたいという趣旨の発言をされたと記憶しております。こ

れが報道に出たものかと思っております。これは学校教育だけでなく、生涯にわたる教育、教えと学びがあるかと思うのですが、学びという視点から、奈良県らしいユニークな教育の理念について、4つの部会が、おのおのかなり議論が深まっています。そのときに、理念がばらばらでは、奈良県教育とはどこにあるのかということになりますので、奈良県教育の基本問題検討部会というネーミングで新たな横串を刺すような理念部会をつくろうではないかというところでの発言でございました。私はそのように受けとめております。

それから、条例をつくること、このことについても出てきておりますが、必ずしも条例を制定することを最終的な目標としてこの部会を置くのではなく、理念を議論しようという部会であります。結果として、条例が制定されるころまで議論がダイナミックに展開されることが望ましいという趣旨で条例ということも出てきていると思いますし、私もそう認識しているところでございます。誤解があるかとも思いますが、実態はこの辺にございまして、強いて言うならば、私どもの守備領域であります学校教育におきましても、いろいろな課題がございます。規範意識や社会性、基本的な生活習慣を身につける、これらのできれば全国10位以内を目指すぐらいの意気込みで今後も対応していきたいと考えております。

○松尾教育研究所副所長 不登校の問題の適応指導教室にかかわる点につきましてお答え申し上げます。

まず、適応指導教室でございますけれども、現在、県内の12市1町で設置されております。したがって、合計13の適応指導教室がございます。この適応指導教室に通っている児童生徒の数でございますけれども、これは平成24年度の数字ですが、児童生徒の問題行動等、生徒指導上の諸問題に関する調査結果におきまして、小学校は38人、それから中学校は148人でございます。

次に、いわゆるフリースクールでございますけれども、県内にどれぐらい設置されているかということは、ちょっと私どもでは把握しておりません。県内の小・中学校の児童生徒が現在利用しているフリースクール等の数は、これも平成24年度ですが、9カ所ございます。ただ、先ほど委員の質問にございました、設置数というところまでは把握はしておりません。

それから、次に2点目で、適応指導教室の設置につきまして、先ほど申しましたように、全ての市では設置しておりますが、地方では1町だけということでございます。現在、例えば広陵町の生徒が大和高田市の適応指導教室に通っている、これは広陵町と大和高田市

が協定を結ばれたと思うのです。そういう例は聞いておりますが、ほかのところでは、ちょっと聞いておりません。適応指導教室の設置につきましては、市町村の判断でございますので、これまでも設置の推奨はしてきておりますが、具体的に、例えば郡単位で設置してはどうかというところまでは、現在は働きかけはしておりません。以上でございます。

○西上生徒指導支援室長 スクールカウンセラーの配置状況、またスクールソーシャルワーカーの配置状況についてお答えいたします。

まず、スクールカウンセラーでございますが、不登校やいじめ等々、さまざまな問題で悩む児童生徒、またその保護者の悩みにお答えすること、加えて、教員の教育相談についての理解を深めるために配置しております。国のさまざまな補助事業を使いまして、そういった生徒指導上の課題の多く抱える学校及び東日本大震災で被災し、避難して来ておられます児童生徒の在籍している学校、加えて、紀伊半島大水害で被災された地域の学校を含めまして、小学校24校、中学校で60校、高校で9校、合わせて93校に現在、配置しております。

また、同じようにそのスクールカウンセラーを配置しない学校に対しましては、精神科医や小児科医など、心理臨床の専門的な知識を有せられる先生方を派遣する事業として、スクールカウンセリングカウンセラー派遣事業を実施して、各学校の教育相談機能の向上に努めているところでございます。

また、スクールソーシャルワーカーでございますが、生徒指導上の諸問題の背景にある心の問題とともに、委員ご指摘のとおり、さまざまな子どもたちの環境要因、例えば家庭でありますとか地域など、そういった環境問題に働きかけるために、教育的な分野の知識に加えて、社会福祉の専門的知識を持っておられる社会福祉士をスクールソーシャルワーカーとして、現在2市及び県立学校1校に合計3名の方を配置しております。

また、別の事業で、子どもたちの悩みに答えるために、メール相談窓口を「悩みならメール」として開設しております。そちらにもスクールカウンセラーまたはソーシャルワーカーを相談員として配置してございまして、さまざまな悩み相談を受ける中で、その内容によっては関係機関または学校と連携して機動的な対応、支援に努めているところでございます。以上でございます。

○石井教職員課長 労働関係法令の適用関係についてお答えさせていただきます。労働関係法令の適用につきましては、直接適応があるかどうかは別といたしまして、当然のことながら、教職員につきましても、労働関係法令で定められておりますような趣旨につつま

しては、適用されてくるものと認識しているところでございます。

教職員のワーク・ライフ・バランス、またメンタルヘルスについては、大変重要な課題とも認識しているところでございます。県教育委員会といたしましては、教職員が子どもたちと向き合える時間が少しでも多くなるよう、引き続き多忙化解消に向けた検討を進めていきたいと考えております。以上でございます。

○安井学校教育課長 本県の平和教育の現状と、修学旅行の行き先についてのお尋ねでございます。本県の公立の小・中学校では、例えば小学校6年生の社会科におきます歴史学習を中心に、戦争の被害等を学習するほか、その他の学年の国語科あるいは道徳の教材の中にも戦争を題材とした読み物が取り上げられており、さまざまな学習の中で戦争の恐ろしさ、あるいはその被害、または平和のとうとさについて学んでおります。そんな中で、原子爆弾が投下されました8月6日、9日に合わせて登校日を設定して、戦争にかかわる絵本の読み聞かせでありましたり、また、戦争体験者の話を聞くなど、全校で平和教育を実施しているという学校も多いと聞いております。

また、歴史学習と関連しまして、修学旅行を平和教育の一環として位置づけている小・中学校も多くございまして、その行き先の状況としましては、平成24年度に修学旅行を実施しました公立小学校204校のうち201校が広島市に行っております。また1校が長崎市を訪れております。公立中学校では、102校のうち57校が沖縄県を訪れているという現状でございます。小学校では現地で原子爆弾の投下により、国民が大きな被害を受けたことなどを学習して、中学校では、沖縄での陸上戦がもたらした悲劇などについて学習しているという現状でございます。以上でございます。

○吉尾学校支援課長 県立学校の暖房の関係につきましてのご質問でございます。現在、全ての県立高校の普通教室には、ストーブ、エアコン等、何らかの暖房器具は設置いたしております。これに係る費用につきまして、光熱費、消耗品も含んでおりますが、ことは昨年に比べまして、平均で75万円程度多く学校のほうへ配当をいたしております。その使用の仕方につきましては、節減の意識も持ちながら、学校長の裁量で使っていただくようお願いしているところでございます。以上でございます。

○宮本委員 ありがとうございます。

まず、不登校支援についてですが、スクールソーシャルワーカー3名ということですので、今後ぜひ積極的な配置を検討していただきたいと要望しておきたいと思っております。それから、適応指導教室の広域化についても、広陵町と大和高田市の連携の話も紹介していた

できました。こういったことを参考にしながら、ぜひ積極的に働きかけていただきたいと。あるいは県としても何かの事業を検討していただきたいということも要望しておきたいと思います。

それから、教師の多忙化の解消について、関係法令は守られているということなのですが、それではなぜこのような過労死ラインを超える働き方が解消されないのか、その点について、もう少し踏み込んだ答弁をいただきたいと思います。現場で聞く声は、教師の場合は4%の手当がついているから残業代が出ないということで、自主的な残業が多くなってしまおうということをよく言われます。しかし、この教職員の実態調査などを見ましても、教師が必要に迫られて自主的にやる残業という、例えば授業準備ですとか学習指導、成績処理、こういったものは、平均で見ますと8時間以内で、授業と合わせても8時間以内でおさまっているのです。

では何をしているのかというと、生徒指導、進路指導ですとか、会議、打ち合わせ、文書作成、その他の公務、あと研修といった時間が学校にいる間の残業時間として積んでこられると。これは教師の給料を定めた給特法、これは公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、4%手当をつけますよという根拠になっている法律ですが、この法律をよく読みますと、残業を命じてはいけないと。残業しないということが大前提となった上で、それでも修学旅行の対応とか、父母の対応とかがどうしても生じるので、4%という手当をつけるということです。ですから、8時間を超える残業が生じないように、なおかつその勤務時間内に全ての授業準備以外の勤務も処理できるように、先ほど答弁で校長など管理職がマネジメント能力を持つよという話がありましたが、それこそマネジメント能力で、教師が自主的にとはいえ、燃えて授業準備を家に帰ってまでしてしまうような働き方にブレーキをかけるような仕組みが要るのではないかと思うのです。その点、今答弁をお聞きして、この給特法自体も守られていないのではないかという感想を持ったのですが、その点、どう認識されますか。それだけお聞きしておきたいと思います。

それから、地域教育力サミットの件ですが、知事や教育長の意気込みはすごくよくわかりました。ただ、この意気込みとして出された数字が、現場の教師や子どもにプレッシャーとなってあらわれるのではないかということ、すごく懸念しました。そういう点を意見として申し上げておいて、これが例えば体力テストで46位という結果が出たときに、ではボールの投げ方などを指導しようということやって、19位まで上がったということがありますが、あれも私は体力というものの見方について誤ったメッセージを現場にも

子どもにも与えてしまったと思っておりますが、この学力や規範意識の問題でも、10位以上を目指そうということで、ではどうすればいいのかと。テスト前にドリルをすとか、アンケートを答えるときにどう答えたら10位以内に上がるのかを模範となるようなアンケートの練習させようとか、そんなことになっては、教育長がおっしゃった地域参画とか、そういった教育力とは逆方向に行ってしまうと思いましたので、これは意見として申し上げます。

平和教育に非常に熱心に取り組まれているのは、私も広島市などに行きますと、原爆ドーム前に、奈良県の子どもたちの折り鶴が非常に目立つということを非常に誇りに思っておりましたので、これはぜひ積極的に進めていただきたいと思いますが、先ほど小学校204校中、広島市に行かれたのは201校で、長崎市1校ということですが、そのほかの小学校2校がどこに行っているか、わかれば明らかにしていただきたいと思いましたので、それだけ再質問しておきます。

それから最後、暖房費ですが、十分配置しているという答弁でしたので、これは現場でもう寒くてかなわない、コートを着ないと授業にならないという実態だけは絶対生まないように、きっちりと管理指導していただきたいと要望しておきます。以上です。

○石井教職員課長 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の教職教員に対しまして残業は命じることは4項目程度に絞られている中で、実際残業が、時間外勤務が生じているということについてのお尋ねでございます。実際、教育長からも一般質問でご答弁させていただきましたけれども、いろいろな場で教職員の多忙な状況を聞き取っている中で、教職教員の先生方の自主的なご対応によりまして、時間外勤務が生じていることについては認識をしているところでございます。その分につきまして、校長のマネジメント能力、先ほども宮本委員に触れていただきましたけれども、そういう点の発揮なり、また我々として一昨年、超過勤務の解消に向けた実践事例集も作成いたしております。そういうものの普及とともに、先日の一般質問で答弁をさせていただいておりますけれども、実態の把握などにつきましても努めていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○安井学校教育課長 お尋ねの小学校、これは6年生が在籍する小学校204校中、広島市が201校で、長崎市が1校、あと2校の件でございますけれども、ちょっと今、具体的に行き先の資料は持ち合わせておりませんので、調べさせていただきまして、後刻、報告をさせていただきます。

○高柳委員長 ほかになれば、これをもちまして質疑を終わります。

次に、委員長報告についてであります。正副委員長に一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

次に、大坪委員から資料の請求という話がありました。事前に委員長に言っていただいたら請求するようにします。それで、今回請求のあった資料は、各委員に配付をしていただけますか、沼田保健体育課長、よろしくお願いします。

それで、今回、私からも。きのう、石綿ばく露作業による労災認定等事業場の公開がされました。それで、そのことに関して、委員長の権限で担当部局へ資料として提出してくださいと言ったのですが、そんな受け入れはできない、委員長で用意してくださいと言われたので、用意はしましたが、本来ならば、今、奈良県が実際に実施しておりますリスク調査の根本資料になるデータです。そのデータを委員会として共有していただきたいということに関して、理解を得られない現状が今あり、資料を出してくれないと。それで私が委員長として、出させていただきました。

同じように、もう一つは、百条委員会で県に問題提起をしました。告発をしなさいというのと、解体事業所に立ち入りをしなさいということ百条委員会で決めました。それが9月以降、12月までにどういう取り組みをしたかということに関しても、詳細について当委員会に出せるような内容がないということで、出ないのです。簡単な資料にして出してくれとは言ったのですけれども、箇条書きでは委員会には失礼だということで、2月にまとめて出すということになっておりますので、それは私としても、まとまっていないということは、担当部局としてはだめだと思うのですけれども、ないものは出せと言われないので、2月には詳細な報告が出るものだとして期待して、資料請求したけれども、だめだったという報告をしておきます。

これをもちまして本日の委員会を終わります。